

大垣市前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく前金払に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事とする。

(前金払の表示)

第3条 前金払を行う公共工事については、入札の公示又は通知の際にその旨を表示するものとする。

(前金払の支払基準等)

第4条 前金払は、1件の公共工事の請負金額が500万円以上のものに対して行うものとする。

2 前金払は歳計現金の許す範囲内において一般支払その他の状況を斟酌して行うものとする。

3 前金払を受けようとする受注者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

4 前金払の額（以下「前払金」という。）は、次の各号に掲げる公共工事の種別に応じ、公共工事の請負金額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(1) 工事 10分の4

(2) 工事の設計若しくは調査又は測量 10分の3

5 前項第1号に規定する工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、既に支払った前払金に追加する支払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の額の2分の1

以上の額に相当するものであること。

- 6 中間前金払の額（以下「中間前払金」という。）は、工事の請負金額に 10 分の 2 を乗じて得た額の範囲内の額とする。
- 7 第 4 項又は前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第 4 項又は前項の割合を変更することができる。ただし、前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、請負金額の 10 分の 6 を超えることはできない。
- 8 前払金等の額に 10 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（前金払の請求等）

第 5 条 前金払を受けようとする受注者は、前払金請求書（第 1 号様式）又は中間前払金請求書（第 2 号様式）に保証事業会社が交付した保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要とあると認めるときは、保証事業会社に提出した使途内訳明細書の写しを添付させるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。
- 3 中間前金払を受けようとする受注者は、第 1 項の請求を行う前に、中間前払金認定請求書（第 3 号様式）を市長に提出し、前条第 5 項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の請求があったときは、直ちに認定の可否を決定し、当該結果を中間前払金認定調書（第 4 号様式）により、前項の請求をした者に通知するものとする。

（前払金等の使途）

第 6 条 受注者は、支払を受けた前払金等を、次の各号に掲げる公共工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額の範囲内の額に限る。）、動力費、

支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、保証料その他市長が必要と認めた経費

- (2) 工事の設計若しくは調査又は測量 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額の範囲内の額に限る。）、動力費、支払運賃、保証料その他市長が必要と認めた経費
（前払金等の変更）

第7条 市長は、設計変更その他の理由により請負金額が増減する場合は、その割合により前払金等を変更することができる。

（部分払）

第8条 前金払が行われた工事（中間前金払が行われた工事を除く。）に係る部分払（以下「前金払工事に係る部分払」という。）を請求するときは、当該部分払の額は、次の式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来形部分相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負金額)

- 2 前金払工事に係る部分払を受けようとする受注者は、前金払工事に係る部分払請求書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。
- 3 中間前金払が行われた工事については、部分払はできないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 複数年度工事（債務負担工事）に係る特例として、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高に応じた額

(2) 中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等受注者の責に帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合 次の算式により算定して得た額

工事出来高金額 × (9/10 - 前払金額 / 請負金額) - 中間前払金額

（前払金等に係る清算）

第9条 請負契約が解除されたとき（天災その他受注者の責に帰することのできない不可抗力による請負契約解除の場合を含む。）は、市長は、公共工事の出来高により支払うべき額から前払金等の総額を控除して得た額を支払うものとする。この場合において、前払金等の総額が当該支払うべき額を超えるとき

は、受注者は、当該超える額を直ちに市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(前金払の特例)

2 当分の間、第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「500 万円以上」とあるのは「工事にあつては 130 万円を超えるもの、工事の設計、調査又は測量にあつては 500 万円以上」とする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行し、同日以後に請求する中間前払金の認定について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

大垣市長様

受注者
住所
氏名

㊟

前払金請求書

¥

ただし、契約第 号 工事名（業務名）
工事場所（履行場所）

請負金額	円
請負金額の10分の 以内の額	円

上記のとおり請負金額の前払いをされるよう保証証書を添えて請求します。

なお、前払金は、下記銀行にある私名義の預金口座に振り替えられるようお願い
します。

振替先銀行	預金種別

口座番号

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名
及び連絡先（電話番号）」を記載する。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

大垣市長様

受注者
住所
氏名

㊟

中間前払金請求書

¥

ただし、

工事請負代金中間前払金

請負金額	円
受領済前払金額	円
上記請負金額の10分の2の額	円
上記請負金額の10分の6の額	円

上記のとおり請負金額の中間前払いをされるよう保証証書を添えて請求します。

なお、中間前払金は、下記銀行にある私名義の預金口座に振り替えられるようお願いいたします。

振替先銀行	預金種別

口座番号

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載する。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市長様

受注者
住所
氏名

㊟

中間前払金認定請求書

年 月 日付けで契約締結した次の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

工事名	
工事場所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	円
添付書類	※実施工程表及び工事履行報告書
摘要	

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載する。

第4号様式（第5条関係）

中間前払金認定調書

受注者 住所 氏名	
工事名	
工事場所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	円
摘要	

上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前払金をすることができる要件を具備していることを認定します。

年 月 日

大垣市長

印

第5号様式（第8条関係）

大垣市長 様

前金払工事（業務委託）に係る部分払請求書

- 1 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
ただし 契約第 号
大垣市 町 地内 ほか
工事（業務委託）に係る部分払 回のうち 回分
- 2 金 円也 契約金額
- 3 金 円也 出来形（ %）に対する価格相当額
- 4 金 円也 上記 10分の9（10分の10）以内の金額
- 5 金 円也 前金払受領額
- 6 金 円也 上記に出来形の部分払受領済額
- 7 金 円也 前回までの部分払受領済額
- 8 金 円也 今回請求額

上記のとおり請求します。

年 月 日

受注者

住所

氏名

㊞

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載する。

- 1 「出来形部分に相応する前払金額」の算式は、出来形部分相当額×前払金額÷請負金額とする。
- 2 「前回までの部分払受領済額」は、前回までに部分払を請求した額(受領した額)の合計額(前払金受領は含まない。)とする。
- 3 「今回請求額」は、出来形部分相当額の9分金から1と2と減じた額とする。